

江田島市法定外公共物の道路及び排水路 改修工事に関する補助金制度の手引き

協働と交流で創りだす



令和2年2月

江田島市 土木建築部 建設課

産業部 農林水産課

目次

I 制度について

1.本制度の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2.法定外公共物の道路及び排水路とは・・・・・・ 2

3.法定外公共物の改修工事とは・・・・・・・・・・ 2

～過去の施工事例～・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4.補助金交付の条件・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

5.補助金交付の認定ができない場合・・・・・・ 5

6.補助金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

II 補助金交付までの流れ・・・・・・・・・・・・ 7

必要書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

III よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・ 9

I 制度について

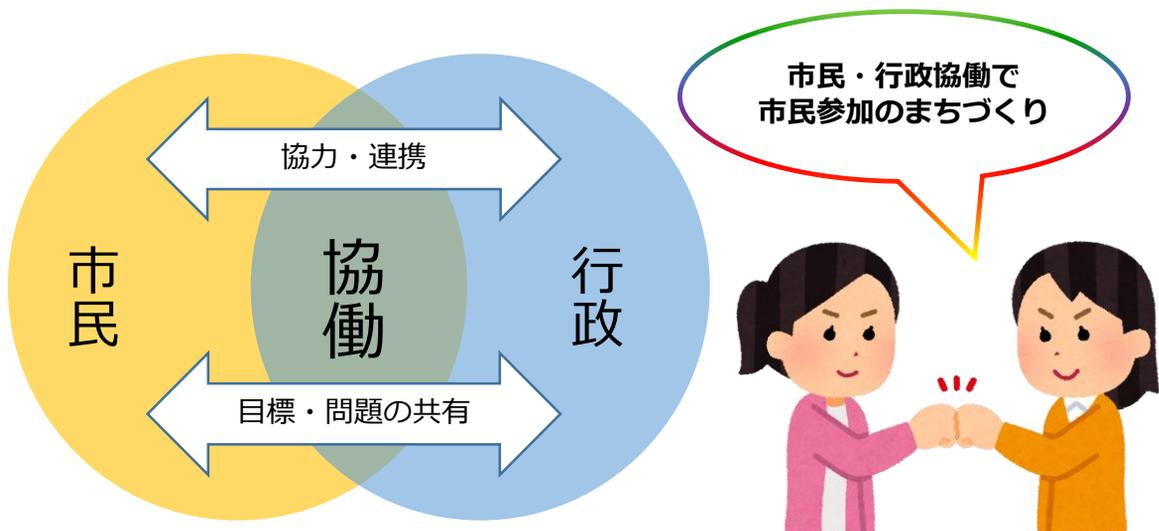
1. 本制度の趣旨

本制度は、地域と市が連携し、より良い生活基盤整備の推進を図ることを目的として、江田島市内の法定外公共物の道路及び排水路を、改修する工事を行う地元代表者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度です。

現在、江田島市の限られた予算と人員の中で、道路・河川などを改修していますが、老朽化により改修を必要とする箇所も増加しており、全ての要望に対して、迅速に対応することが困難になっております。

そのような状況の中でも、地域に密着している法定外公共物については、^{※1}**補助金制度を活用することで迅速な対応を可能**とします。

また、法定外公共物の道路及び水路は利用者が限定されているため、その受益を受ける度合いによって工事に要する費用の一部を応分の割合で負担して頂く本制度は、住民間の負担公平に繋がります。



※1 補助金制度を活用することで迅速な対応を可能とするとは

この補助金制度を利用した改修工事は、迅速に対応してもらえる業者を個人が自由に選択し、直接契約することにより、素早い改修が可能になると考えられます。

2. 法定外公共物の道路及び排水路とは

道路・河川・港湾などのうち道路法・河川法・海岸法などの適用を受けない公共物をいいます。一般的には、里道・水路と呼ばれています。

法定外公共物の管理担当課

住宅地の周辺にある里道・水路・・・土木建築部 建設課

農地周辺の里道・水路・・・・・・・・・・産業部 農林水産課

3. 法定外公共物の改修工事とは

本制度の対象となる法定外公共物の改修工事とは、日常生活で使われている法定外公共物の維持や機能向上を目的とするものです。

例えば、未舗装の里道のコンクリート舗装、劣化の激しい舗装の改修、排水路に蓋をかけ里道として使える幅を増やす、急な坂道にガードパイプを設置するなど、様々です。

そのほかでは、有害鳥獣（イノシシ等）が、水路や里道を掘り起こして損傷がある場合も、本制度をご利用いただけます。

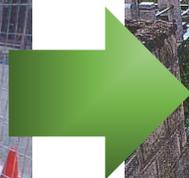


また、改修工事のための、原材料費の支給も行っています。申請者ご自身で材料を購入し、自主施工できるような、小規模で簡単な改修などにご利用ください。

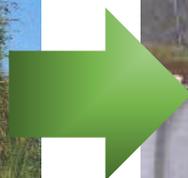
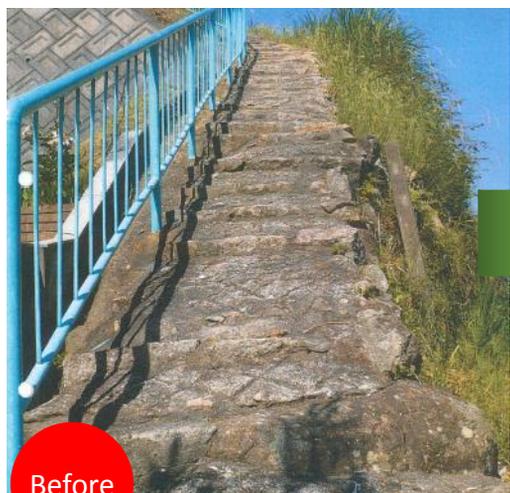
次ページに過去の施工事例を載せています。参考にしてください。

～過去の施工事例～

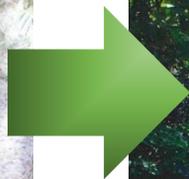
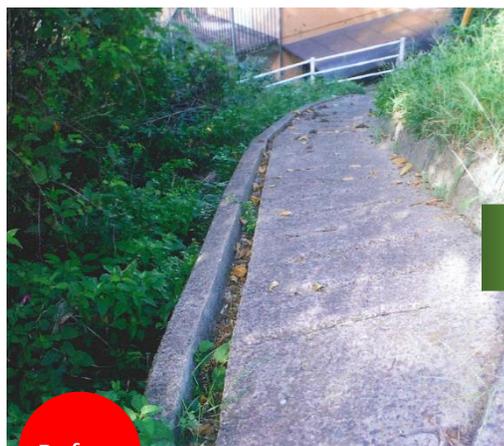
未舗装里道の舗装



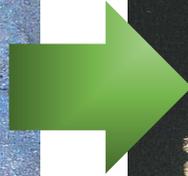
里道階段の改修



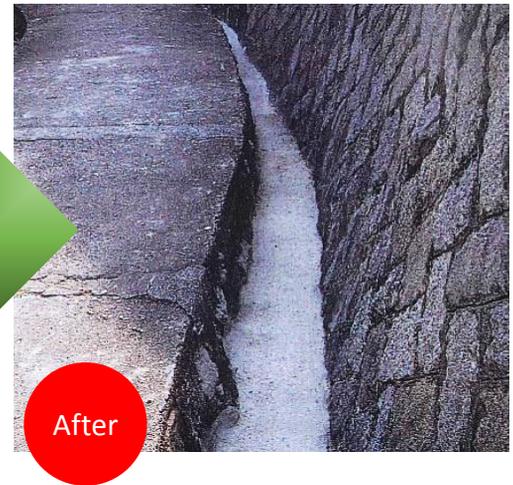
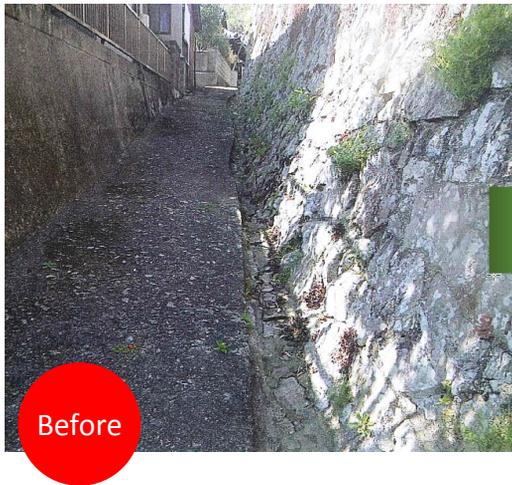
急な坂道のガードパイプ設置



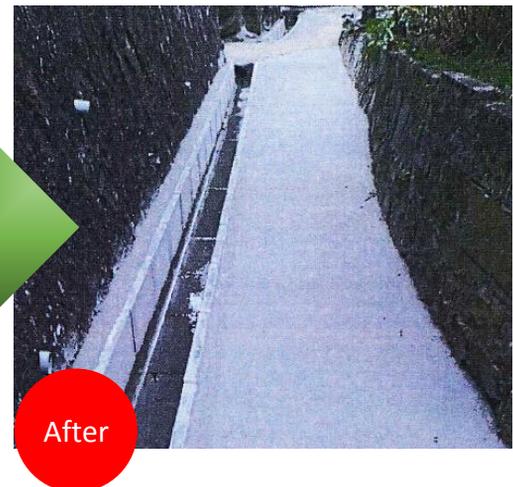
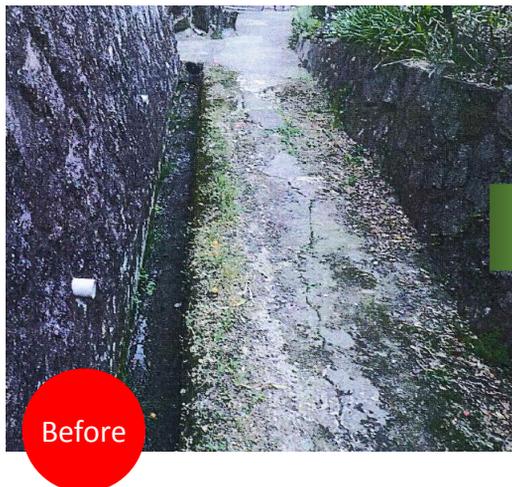
土水路に側溝の設置



排水路の改修



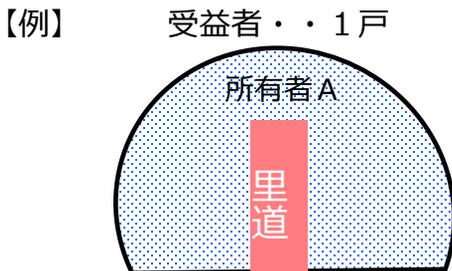
里道の舗装改修・排水路の付け替え（同時施工）



4. 補助金交付の条件

1. 地籍図上にある法定外公共物であること。
2. 改修の必要性があること。
3. 3名以上での申請であること。^{※1}(受益者が3戸以上あること。)
4. 施工する箇所に隣接する土地所有者の同意が得られていること。
5. 原材料については、原材料を^{※2}江田島市内の建設資材業者から購入すること。
6. ^{※3}排水路の場合は60cm四方未満であること。

※1・・・受益者とは、その法定外公共物を利用している住民の方、または改修により利益を受ける方のことをいいます。



※2・・・江田島市内のホームセンター等での購入も含まれます。

※3・・・60cm四方以上の排水路は、江田島市で修繕します。

5. 補助金交付の認定ができない場合

上記の補助金交付の条件を満たしていない場合以外に、補助金の申請内容に次の内容が含まれる場合は、補助金交付の認定ができません。

1. 営利を目的とした造成等での申請
2. 施工する箇所に隣接する土地所有者の同意が得られない場合
3. 当該工事に対して、国・県・市その他から既に補助金を受けているもの

6. 補助金額

補助金交付対象工事	補助率	補助対象工事費の 限度額(税込)	補助金限度額(税込)
法定外道路の改修工事	75%	700,000円	525,000円
法定外排水路の改修工事	90%		630,000円
法定外道路の有害鳥獣被害 に係る改修工事	80%		560,000円
法定外排水路の有害鳥獣被害 に係る改修工事	90%		630,000円
原材料費支給	100%	49,000円	49,000円

※補助金額の1,000円未満の端数は、切り捨てます。

《補助金額の例》

■ 法定外道路の改修工事の精算工事費が200,000円の場合

$$200,000円 \times 75\% = \text{補助金 } 150,000円$$

$$\text{申請者負担 } 50,000円$$

■ 法定外排水路の改修工事の精算工事費が800,000円の場合

800,000円のうち補助対象工事費の限度額

$$700,000円 \times 90\% = \text{補助金 } 630,000円$$

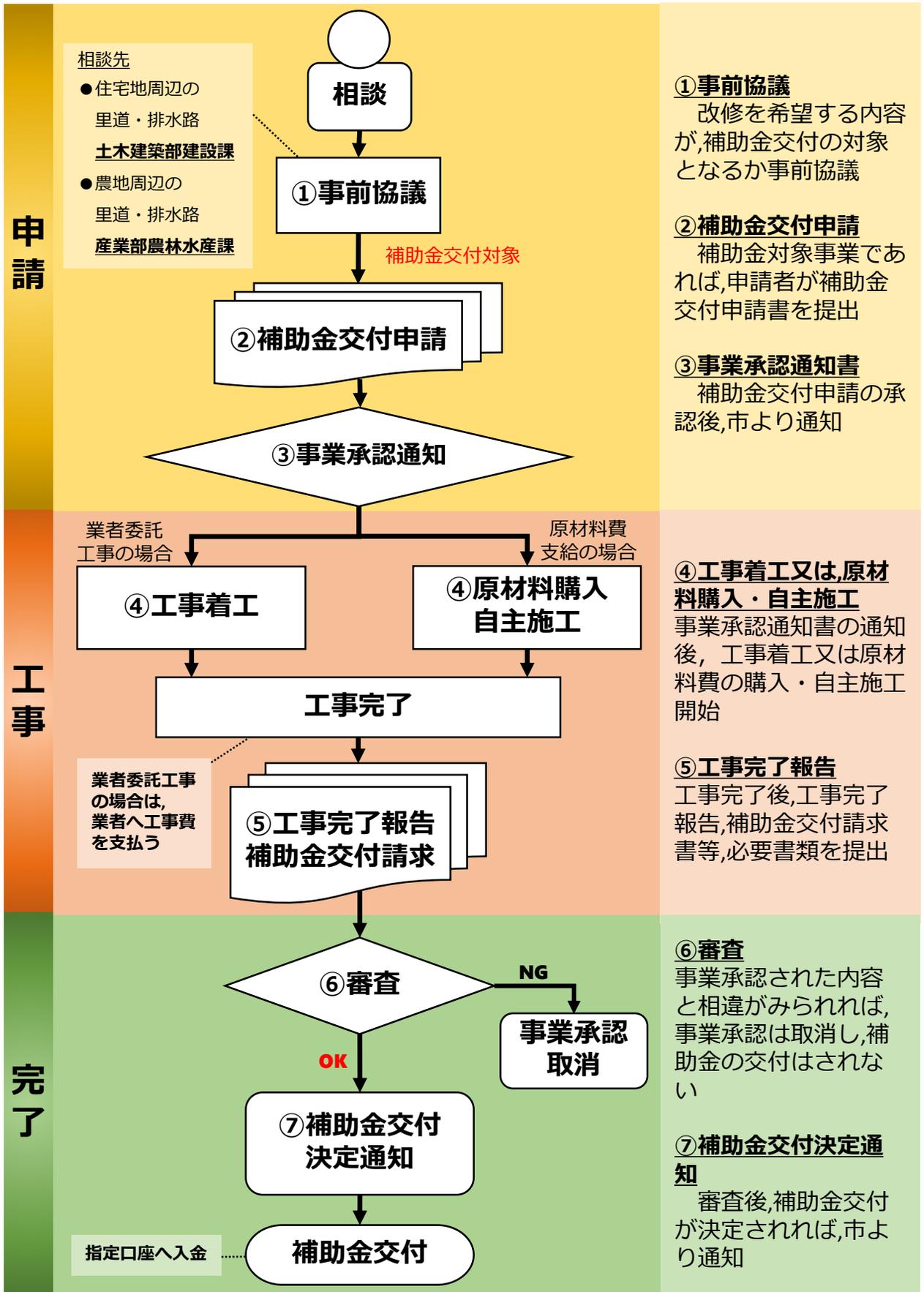
補助対象工事費の限度額を超えた金額と、補助金額を引いた精算工事費残額を足した金額が、申請者負担となります。

$$(800,000円 - 700,000円)$$

$$+ (700,000円 - 630,000円)$$

$$= \text{申請者負担 } 170,000円$$

Ⅱ 補助金交付までの流れ



①事前協議

改修を希望する内容が、補助金交付の対象となるか事前協議

②補助金交付申請

補助金対象事業であれば、申請者が補助金交付申請書を提出

③事業承認通知書

補助金交付申請の承認後、市より通知

④工事着工又は、原材料購入・自主施工

事業承認通知書の通知後、工事着工又は原材料費の購入・自主施工開始

⑤工事完了報告

工事完了後、工事完了報告、補助金交付請求書等、必要書類を提出

⑥審査

事業承認された内容と相違がみられれば、事業承認は取消し、補助金の交付はされない

⑦補助金交付決定通知

審査後、補助金交付が決定されれば、市より通知

必要書類一覧

補助金交付申請の際、必要書類の確認にご利用ください。

申請時

必要書類	備考	チェック
補助金交付申請書 (様式第1号)	必要事項に記入・押印（認印可）	<input type="checkbox"/>
見積書	施工業者の見積書又は建設資材販売店の 原材料費見積書	<input type="checkbox"/>
計画図	計画している改修内容の図面	<input type="checkbox"/>
施工承諾書	申請内容によって、要否あり ※担当職員の指示に従ってください。	<input type="checkbox"/>
位置図	改修箇所がわかる地図	<input type="checkbox"/>
現状写真	改修箇所の現状写真	<input type="checkbox"/>

工事完了後

必要書類	備考	チェック
工事完了報告書	工事完了後、速やかに提出	<input type="checkbox"/>
完了写真	改修内容がわかるもの	<input type="checkbox"/>
領収書	工事施工業者又は建設資材販売店への 支払いが確認できるもの	<input type="checkbox"/>
振込金融機関 について（依頼）	補助金を入金する口座を記入	<input type="checkbox"/>
補助金等交付請求書 (様式第6号)	必要事項に記入・押印（認印可）	<input type="checkbox"/>

Ⅲ よくあるご質問

Q1 改修したいが、補助金交付の対象となるかわからない

A1 担当課へお問合せください。お問合せ後、担当課の職員が現地確認に参ります。

住宅地周辺の里道・排水路・・・土木建築部 建設課

農地周辺の里道・排水路・・・産業部 農林水産課

Q2 申請は、同居の家族を含めた3名でよいのか

A2 同居のご家族様は含まれません。

目的の法定外公共物を日常的に利用されている近隣の方などの3名で、申請してください。

Q3 改修工事を、どこの業者に依頼したらいいかわからない

A3 施工業者の指定はありません。

近隣業者などに依頼される方が多いですが、電話帳などで検索して依頼する方もいらっしゃいます。

Q4 隣接土地所有者が不明な場合は、改修できないのか

A4 工事の施工が隣接土地にかからないなど、内容によっては、補助金対象の改修工事が行える場合もあります。

Q5 水路の清掃や里道の草刈りも補助金が支給されるのか

A5 地域の一斉清掃などで対応をお願いしています。

協働のまちづくりを目指すため、地域の皆様のご協力をお願いします。

Q6 原材料費で何が購入できるのか

A6 法定外公共物の改修に係る材料を購入できます。

【購入できるもの】

- ・コンクリート・モルタル等舗装材
- ・イノシシの進入防護柵(法定外公共物をイノシシ被害から守ることが目的)
- ・コンクリートブロックや砂利など、改修に使用することが認められる材料

【購入できないもの】

- ・草刈り機・高枝切りばさみ等の管理用器具
- ・スコップ・ハンマー等の改修用道具類
- ・その他、個人の利益になるもの、隣接土地の資産の増加に繋がるようなもの

Q7 何度でも補助金交付を受けられるのか

A7 同一箇所の補助金交付は原則1年度1回、連続しては2年度までです。

ただし、原材料費はその限りではありません。

里道とそれに付帯する排水路の改修に関しては、同一箇所の改修と考え、同時に改修することができますが、工事費限度額は1箇所分（70万円）です。改修内容に応じて、それぞれの補助率をかけて計算します。

【例】

里道改修費用・・・10万円（補助率75%）
排水路改修費用・・・20万円（補助率90%）
工事費合計 = 30万円
補助金 = 7.5万円 + 18万円 = 25.5万円（自己負担4.5万円）



江田島市役所

〒737-2213

広島県江田島市大柿町大原505番地

・土木建築部 建設課（江田島市役所 本庁4階）

TEL 0823-43-1646

FAX 0823-57-4434

・産業部 農林水産課（江田島市役所 本庁3階）

TEL 0823-43-1642

FAX 0823-57-4433